

立命館大学 法科大学院

F D NEWS LETTER

通巻第13号

2019年3月29日

目次

2018年度FDニューズレター発行に
あたり

2018年度のFD活動 1

2

2018年度FDニューズレターの発刊にあたり

2018年度FD委員長 島田 志帆

立命館大学法科大学院では、FD委員会を設け、毎年、授業改善アンケートの実施と分析、FDフォーラムの開催、授業参観の実施などを行っています。2018年度のFD活動の概要をニューズレターに取りまとめ、ここに公表いたします。

なお、過年度のニューズレターは本法科大学院のホームページの下記アドレスに掲載しています。

http://www.ritsumeai.ac.jp/acd/gr/hoka/fd_forum/index.htm

今回のニューズレターには、2015年度10月より本法科大学院の客員教授として教壇に立たれ、今年度末にてご退職される溝渕雅男弁護士に法科大学院での教育経験などに触れてご寄稿いただきました。ここに御礼申し上げます。

第2回FDフォーラム 2018年11月27日(火) 15:50-16:50 出席者15名

テーマ 「共通到達度確認試験を含む短答式問題との関わり」

報告者

- ① 趣旨説明 島田志帆教授・FD委員長
- ② 和田吉弘教授 (民事訴訟法)
- ③ 中山布紗教授 (民法)
- ④ 坂田隆介准教授 (憲法)
- ⑤ 松宮孝明教授 (刑法)

本年度の第2回FDフォーラムのテーマは、「共通到達度確認試験を含む短答式問題との関わり」でした。

平成26年度から開始された共通到達度確認試行試験を経て、2019年度より共通到達度確認試験が本格実施されることが決定されています。試行試験の段階では、商法・行政法・民事訴訟法・刑事訴訟法といった科目も含めて実施された年度もあったところ、本格実施においては、憲法・民法・刑法のみが対象とされることが決定され、また、共通到達度確認試験が進級に当たっての質保証の仕組みとして導入されるとの方針も明らかにされています。そこで、本フォーラムでは、主に憲法・民法・刑法の担当者から、授業内における短答式問題への取組みや、共通到達度確認試験へ対応するための方策等について報告していただきました。また、短答式問題の授業への活用という観点から、民事訴訟法の分野からも報告をお願いしました。

各報告において、授業内における具体的な取組みが紹介され、具体的には法学検定試験や司法試験過去問の利用方法や授業運営の方法などについて、活発に意見交換がなされました。さらに、本フォーラム参加者からも短答式問題活用のメソッドが紹介され、松岡久和教授からは、TKCの基礎力確認テストを用いた利用例が紹介されました。また、多田一路教授からは、manaba+Rを利用したドリル問題の実施方法が紹介されました。他方、弁護士ゼミの活用という問題提起を受けて、瀧野貴生教授からは、エクステンションセンターにおける取組みとして、2018年9月から始められた「朝練」と称する短答式問題を取り扱うゼミが紹介されました。

以上のように、本フォーラムにおいては、非常に活発な意見交換が行われました。各報告と質疑応答を通じて、授業内外における短答式問題の利用方法が情報共有され、また、共通到達度確認試験の本格実施に向けての課題も明らかになったといえます。今後は、各教員において、そのノウハウを自身の教育・指導において活用し、課題に取り組んでいく旨が確認されました。

FDフォーラムの概要については、過年度分も含め、立命館大学法科大学院ホームページに掲載しています。
http://www.ritsumeit.ac.jp/acd/gr/hoka/fd_forum/index.htm



Ⅲ 授業参観

2018年度は、L2・S1の法律基本科目を対象に、春学期は6月中旬に、秋学期は11月下旬から12月上旬に、FD委員が中心となって授業参観を行いました。また、昨年同様、新任担当者科目、新任者による関連科目の参観も行いました。

授業参観の結果については、参観者が報告書を作成しています。そのコピーは授業担当者（兼担教員・非常勤教員を含む。）に渡されるほか、FD委員会でもその内容を検討し、教授会で報告しています。また、兼担教員・非常勤教員については、FD委員長または事務室を通じて、FD活動に関する意見を提出することができるようにしています。



「 — 特別寄稿 — 退任に当たってのご挨拶 」

溝渕 雅男 弁護士

1 ご縁を頂き、2015年10月より立命館大学法科大学院で教鞭をとることになり、この度、2019年3月をもって退任することになりました。以下、簡単ながら、退任に当たってのご挨拶をさせていただきます。

2 私は、民事法実務総合演習（商法）、金融法、企業法務（企業法務演習）、リーガルリサーチ&ライティングを担当させていただきました。

就任当初は、弁護士経験が10年足らずの私がどれほどのことを教えられるか大変不安でした。運良く、最初に受け持ったのが民事法実務総合演習（商法）であったため、島田先生にいろいろとフォローして頂き、なんとか乗り切ることができました。

その他の科目も、特に初年度はレジュメを一から全て作ることになるので大変でした。もっとも、レジュメを作成し、学生に対して教えるということは、私自身にとって非常に良い勉強になりました。特に、事件を通じて個別の論点を掘り下げることが多い中で、改めて体系的に知識を整理できたことは非常に有り難いことでした。

3 民事法実務総合演習は、学者の先生と実務家がペアで授業を行うことになっています。理論と実務の双方の観点から事案を検討し、解説することは、学生にとっても非常に有益なことだと感じました。私も、島田先生・中村先生のお話を聞くことで、実務家の感覚を理論的に整理することができ勉強になりました。

民事法実務総合演習では、学生を指名し、回答してもらおうというソクラテスメソッドで授業を進めたため、学生にとっても良い緊張感があったのではないかと思います。

また、2年目以降、民事法実務総合演習では、事案を基に原告側・被告側のグループに分かれ、グループディスカッションをしてもらいました。学生も最初は戸惑っている様子でしたが、時間が経つにつれて積極的に発言する様子が見受けられました。発言内容については、もちろん的外したものもありましたが、想定していたよりも活発な議論がされ、こちらが想定していなかった鋭い指摘がなされることもありました。

金融法・企業法務は、受講者が3～4名と少数であることが多い状態でした。その分、質問等がし易い雰囲気になり、学生とも比較的緊密な関係を築くことができたと感じています。



4 近年、法科大学院の入学希望者の減少や就職難など、弁護士業界には暗いニュースが多いように感じています。また、法科大学院生・司法試験受験者の学力低下が指摘されることもあります。

その指摘が当てはまる部分があることは否定できませんが、これからの弁護士業界にも、法科大学院生にも、明るい要素はいくつもあると考えています。

数十年前に比べると、経済的にも時間的にも余裕のない弁護士が増えているのは確かだと思います。他方で、弁護士の業務も多様化し、従前よりもチャンスは広がっています。

私が弁護士登録をした頃は、訴訟等の事後的紛争解決のみではなく、予防法務に弁護士が関わることの重要性が認識されるようになっていました（世の中はその逆で、規制緩和により、事前規制型から事後規制型の社会へと変化している頃でした）。今は、予防法務より更に進んで、創造的な部分に弁護士が関わるが増えています。弁護士が新規事業の立ち上げに関与したり、新たなビジネスモデルについて法律上問題のない仕組みを考えるとといった仕事がこれに当たります。

多様化が進む世の中では、弁護士という資格自体の持つ価値は薄れていますが、個性が重視され、若手の活躍できるチャンスも広がっています。

また、法科大学院生と実際に接してみて感じたのは、総じて真面目な学生が多いということです。勉強に取り組む姿勢や人間性を教えることはなかなか困難ですが、その意味で、基礎となる大事な要素を備えている学生が多いように感じました。しっかりとした人間性の上に、基礎的な法的知識・論理的思考が備われば、実務に就いても必ずや活躍されるであろうと思います。

5 振り返ってみると、3年半ほどの間に自分が残せたものは僅かなように感じます。一つの科目で学生と接するのは、90分×15コマ、合計22時間30分にしか過ぎません。そのような限られた時間に学生に伝えることができる内容は自ずと限られます。

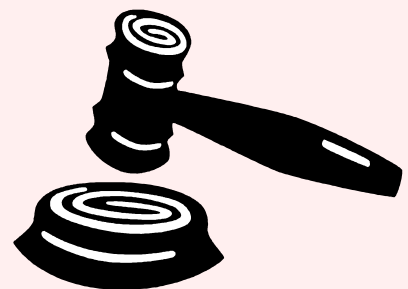
司法試験に必要な知識を網羅的に伝えることすら困難であり、ましてや授業を受けただけで司法試験に合格できる力を身につけることは不可能です。結局のところ、学生の自学自習の時間が圧倒的に長いのであって、その時間をどのように過ごすかが重要だと思います。

そのため、授業の中では、どのような視点で学習すべきかを私の経験も踏まえて話しました。また、少しでもモチベーションを上げてもらいたいと考え、実務における経験談も盛り込むように心掛けました。

もっとも、それが学生にとってどれほどの役に立ったのかは私も分かりません。今後も学生の指導に当たる機会がありますので、学生にとって有意義な教育・指導が何かを考え続けたいと思います。

6 最後に、冒頭に申し上げたような貴重な機会を頂いたことに、改めて感謝を申し上げます。有難うございました。

以 上



(発行元)

立命館大学 法務研究科 (法科大学院)

〒 604-8520

京都市中京区西ノ京朱雀町 1

立命館大学

朱雀独立研究科事務室

TEL : 075-813-8270

FAX : 075-813-8271

Mail : rits-ls@st.ritsumei.ac.jp